

明 都 第 1 3 1 号 の 2

平成25年(2013年)11月18日

明石市監査委員 林 郁 朗 様
同 星 川 啓 明 様
同 富 田 賢 治 様
同 尾 倉 あき子 様

明石市長 泉 房 穂

定期監査（都市整備部）の結果に対する措置について（通知）

みだしのこと、定期監査（都市整備部）の結果に対して、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知いたします。

- 1 監査の期間 平成25年8月21日から平成25年10月29日まで
- 2 監査の範囲 平成25年6月末日現在における財務に関する事務
- 3 監査結果の受理日 平成25年10月29日
- 4 措置の内容

(監査の結果報告)

1 収入事務について

住宅課においては、住宅に困窮する低所得者を入居させるため、明石市営住宅条例に基づき、市営住宅及び共同施設の設置及び管理を行っている。平成25年6月末日現在で38住宅、2,281戸が設置されている。

これらの入居者からは、原則として、収入に基づき近傍同種の住宅の家賃の額以下で住宅使用料を算定し、徴収している。

住宅使用料の平成25年6月末日現在の収入状況は、次表に示すとおりである。

区 分		調定額(円)	収入済額 (円)	収入率(%)	収入未済額(円)
住宅使用料	現年度分	521,525,800	107,890,900	20.7	413,634,900
	(内納期到来分)	(127,971,600)	(106,290,500)	(83.1)	(21,681,100)
	滞納繰越分	98,381,940	3,206,200	3.3	95,175,740
	計	619,907,740	111,097,100	17.9	508,810,640

注1 現年度分の調定額・収入済額・収入未済額には、納期未到来分を含む。

2 都市整備部提出資料による。

住宅使用料の収入未済額は、現年度分で 21,681,100 円、滞納繰越分で 95,175,740 円となっている。

徴収対策としては、督促状や催告書の送付、窓口指導や休日を含む戸別訪問を行っているほか、関係部署との連携を密にするなど、収入未済額の解消に努めているところである。また、長期・高額滞納者等に対しては、住宅の明渡し等訴訟の提起や強制執行の申立の措置を講じるなどの努力をされているところである。

しかしながら、なお多額の収入未済が生じており、今後も財源の確保と負担の公平を期するため、引き続き長期・高額滞納者に対する厳正な措置を講ずるとともに、滞納整理の早期着手など、新たな未収金の発生防止に向けての取組を強化し、より一層の収入確保に努められたい。

2 石ヶ谷墓園の管理運営について

緑化公園課においては、石ヶ谷墓園維持管理費の財源として、明石市墓園条例に基づき、石ヶ谷墓園の利用者に対し、墓所の新規貸付の際に墓所の面積に応じて永代使用料及び管理料を徴収している。

しかし、管理料については、10年分を前納で徴収し、11年目以降は徴収しないため、今後の墓園維持管理費の財源確保が懸念されるところである。

今後は、長期的な視野に立った適切な事業運営を検討されたい。

(講じた措置)

措置年月日：平成25年11月18日

1 収入事務について

市営住宅使用料の徴収対策といたしましては、滞納を未然に防ぐため、従前からの新規入居者への口座振替制度の推進、生活保護受給者への代理受納の徹底に努めています。

また、滞納者に対しては、これまでの督促状や催告書の送付、警察官OBの任期付職員2名による徴収業務を継続するとともに、今後滞納を続ければ訴訟提起の対象となる滞納者に対し、訴訟に至る前に支払いを促す窓口指導を実施するなど徴収率の向上に努めているところです。

さらに、長期あるいは高額滞納者に対しては、明渡し訴訟を提起しているところですが、平成24年度からは任期付き弁護士と連携して訴訟提起から強制執行までの一連の流れの見直しを行い、勧告書、再度の催告書を廃止することで訴訟提起までの手続きの短縮を図るなど、迅速かつ効率的な措置に向けて取り組みを強化しています。第2四半期までの実績としましては、明渡し訴訟提起6件、強制執行2件となっており、今後年度内に6件の明渡し訴訟提起を予定しております。

加えて、長期あるいは高額滞納者のうち、確実な給与収入が見込めるものについては、給与差押えも検討してまいります。

今後とも滞納の防止及び減少に向け、現在の取り組みを継続、強化し、繰越分、現年度分ともに滞納額の減少に努めてまいります。

2 石ヶ谷墓園の管理運営について

今後の墓園維持管理費の財源を確保するには、11年目以降の管理料を徴収する必要があると認識しております。現在、11年目以降の管

理料を徴収することが可能であるか、法律的な検討を行うとともに、管理料を徴収する場合、事前に墓所使用者に十分説明し、理解を得る必要があるため、使用者の住所等が不明となっている墓地について、他市町に照会するなど住所等の調査を実施しており、今後も引き続き調査を進め、墓所使用者の住所把握に努めてまいります。

また、本年度は墓地に関するアンケート調査を実施しており、墓地に関する市民ニーズを把握したうえで、合葬式墓地の設置等を含め、今後の適切な墓園管理運営について検討してまいります。